

# 飼料用米に取り組む農業者の皆様へ 「重要なお知らせ」

## 令和5年産の取扱い

- 限られた面積で、より多くの収量を上げることができる多収品種による飼料用米の作付けは、飼料用自給率の向上に寄与してきました。
- 農林水産省は、需給動向次第で主食用米に戻りやすく、転換後の定着性が低い一般品種から多収品種を基本とする本来の支援体系への転換を推進しています。

### 1 飼料用米の支援単価

令和5年産における飼料用米の支援単価は従来どおり、数量に応じて、5.5～10.5万円/10a（標準単価 8.0万円/10a）です。

### 2 支援単価の算定方法が変わります

飼料用米の数量払いについては、令和5年産から標準単収と同様に、1.70mmふるい上の収量を用いて単価を計算します。

※ 飼料用米をふるいにかけていない農業者が、実際にふるいにかけていただく必要はありません。ふるいにかけない場合は、地域ごとの1.70mmふるい上の割合を用いて、ふるい上の米に相当する収量を計算することも可能とする方針です。

## 令和6年産からの変更点

### 一般品種の飼料用米への支援水準が変わります

多収品種による作付転換を推進するため、令和6年産～令和8年産にかけて、一般品種での飼料用米の支援水準（水田活用の直接支払交付金）を段階的に引き下げます。

	令和6年産	令和7年産	令和8年産
一般品種	・数量に応じて 5.5～ <b>9.5</b> 万円/10a (標準単価 <b>7.5</b> 万円/10a) or ・単価 <b>7.5</b> 万円/10a	・数量に応じて 5.5～ <b>8.5</b> 万円/10a (標準単価 <b>7.0</b> 万円/10a) or ・単価 <b>7.0</b> 万円/10a	・数量に応じて 5.5～ <b>7.5</b> 万円/10a (標準単価 <b>6.5</b> 万円/10a) or ・単価 <b>6.5</b> 万円/10a

👉 **重要** 多収品種の飼料用米への支援は、従来どおり数量に応じて5.5万円～10.5万円/10a（標準単価8.0万円/10a）

(参考)多収品種 令和4年12月現在

いわいだわら、えみゆたか、オオナリ、きたげんき、北瑞穂、クサホナミ、たちじょうぶ、ふくのこ、ふくひびき、べこあおば、べこごのみ、北陸193号、ホシアオバ、ミズホチカラ、みなちから、モグモグあおば、もちだわら、モミロマン、夢あおば、笑みたわわ、亜細亜のかおり  
県知事特認品種(〇〇県):〇〇〇、△△△、□□□、☆☆☆

## お問い合わせ先

北陸農政局生産部生産振興課

電話 076-232-4302